

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(学長補佐等手当)</p> <p>第18条の2 学長補佐等手当は、学長又は病院長の企画・立案等の補佐を行う、以下に定める職員に支給するものとし、その手当の月額の基本給月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 学長補佐</p> <p>(2) 副病院長</p> <p><u>(3) 学科長</u>（新設）</p> <p>2 学長補佐等手当の支給は、前項に定める職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、任期の終了する日の属する月まで支給する。</p> <p>3 学長補佐等手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで第1項に定める職としての勤務がない場合は、当該月については支給しない。</p> <p>4 学長補佐等手当は、前条に定める管理職手当の支給を受ける者には支給しない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(学長補佐等手当)</p> <p>第18条の2 学長補佐等手当は、学長又は病院長の企画・立案等の補佐を行う、以下に定める職員に支給するものとし、その手当の月額の基本給月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 学長補佐</p> <p>(2) 副病院長</p> <p>2 学長補佐等手当の支給は、前項に定める職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、任期の終了する日の属する月まで支給する。</p> <p>3 学長補佐等手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで第1項に定める職としての勤務がない場合は、当該月については支給しない。</p> <p>4 学長補佐等手当は、前条に定める管理職手当の支給を受ける者には支給しない。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行し、改正後の第18条の2第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

学長補佐等手当の支給対象範囲を拡大するため、所要の改正を行うものである。